

札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会

第5回墓地部会

議 事 録

日 時：2021年9月9日（木）午後1時開会

1. 開 会

○上田部会長 定刻となりましたので、ただいまより第5回墓地部会を開催させていただきます。

初めに、事務局より委員の出席状況及び配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（小山内生活環境課長） 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の部会が運営計画策定前の最後の回となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席状況です。

委員の皆様の出席状況ですが、石井委員より、急なご予定が入り、欠席させていただきますとのご連絡をいただいております。そのため、7名の委員にご出席をいただいております。

次に、発言ルールの確認をさせていただきます。

本日も、新型コロナウイルス対策のため、オンラインによる会議の開催となりますので、発言ルールをご案内させていただきます。いつもと変わりませんが、ルールの一つ目として、発言時以外はマイクをオフにさせていただきたいと思います。二つ目として、発言したい場合は挙手をお願いいたします。最後に、三つ目として、発言する際には最初にお名前を名乗っていただいております。

次に、資料の確認をいたします。

資料は事前に郵送させていただきますが、会議次第、資料1のA3判横長の1枚物、資料2のA4判の冊子で29ページまでのもの、資料3のA3判縦長の1枚物です。

なお、本日の会議は、運営計画策定補助業務を受託している株式会社ノーザンクロスのほか、事前に申込みをいただきました報道機関2社がウェブ会議を傍聴しております。

また、本日の会議資料や議事録は、従前どおり、ホームページにて公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○上田部会長 それでは、お手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まずは、議事（1）の（仮称）札幌市火葬場・墓地に関する運営計画原案【概要版】について事務局からご説明をお願いします。

なお、事務局の説明が終わりましたら、随時、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○事務局（高谷墓園管理係長） 早速、議事（1）について、資料1によりご説明をさせていただきます。

こちらは、この後の議事（2）でご説明させていただく資料2の札幌市火葬場・墓地に

関する運営計画原案の墓地部分の内容を抜粋したものとなっております。

まず、左側になりますけれども、第2章として、墓地と納骨堂に係る札幌市の現状と問題点を記載しております。前回の第4回墓地部会の際の資料2-2と資料2-3でいただいたご意見を踏まえ、修正した内容となっております。

大きく修正した点をご説明させていただきます。

左側の第2章の3の(1)のアの合葬墓等への多様化するニーズの高まりにおきましては、一つ目の丸では、当初に計画した墓地供給と多様化する市民ニーズとの間に乖離が生じている旨を追記しております。

続きまして、(3)の市営霊園の設備や管理事務所の老朽化についてです。一つ目の丸は管理事務所や構築物の老朽化が進んでいる旨の記載のみでしたけれども、二つ目の丸として、市営霊園の運営について、効率的な維持管理、整備方法等を行うため、民間の活力も生かした検討を行う必要がある旨を追記しております。

(4)のアの旧設墓地の維持管理の支出におきましては、三つ目の丸で、前回は市営霊園と異なる運営となっているとの記載だったものを市営霊園ほどの維持管理が行えていないという多少のマイナスイメージ的な修正をしております。

同じく、(4)のイの市営霊園の維持管理・改修のための基金が低減におきましては、二つ目の丸で、市営霊園においては、墓地の各種手続等が必要とならない限り、使用者と連絡を取る機会がないため、無縁化に陥りやすい状況である旨を追記しております。

次ですが、今ご説明させていただいた問題点に対応する取組を右側の第3章として記載しております。

まず、㉑のアの合葬墓の運用方法についての二つ目です。前回は合同納骨塚の新增設を検討するという記載でしたので、多様化するニーズを踏まえずに、現状の平岸霊園にある合同納骨塚を新增設すると捉えられるため、多様化するニーズを踏まえ、合葬墓の新增設を検討すると修正しております。ですから、あくまでも合同納骨塚を新增設するということではなくて、合葬墓の新增設を検討するということで、広い意味での検討を行うという表現に修正しております。

同じく、㉒のイの民間墓地・納骨堂に対する指導等についてです。問題点として、市民ニーズの多様化を記載しているため、対応する取組として、一つ目に、民間墓地経営者と連携し、多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、市民ニーズを踏まえた墓地供給の推進に取り組む旨を追記しております。あわせて、二つ目で、財務状況を確認するだけでなく、安定経営に不安のある事業者に対し、改善に向けた指導を行う旨も追記しております。また、㉓のカの旧設墓地の管理方法についての一つ目です。前回は未許可墓を看板設置により解消するという記載のみでしたけれども、今回、申出のあった使用者から申請書類等の提出を求め、使用許可の進める旨を追記しております。

一番右側につきまして、各項目の成果指標、参考指標を右側に記載しております。

概要版につきましては、以上のとおり、まとめております。

ただ、概要版のみの説明ですと分かりにくいかと思しますので、もしよろしければ、上田部会長、この後、議事（２）の説明を終えてから委員の皆様のご意見をまとめて伺わせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○上田部会長 では、事務局から申出があったように、引き続き、議事（２）の（仮称）札幌市火葬場・墓地に関する運営計画原案（墓地部分）についてのご説明をお願いします。

○事務局（高谷墓園管理係長） 冊子となっております議事（２）の（仮称）札幌市火葬場・墓地に関する運営計画原案（墓地部分）についての説明をさせていただきますが、A4判縦長の前回に委員の皆様からいただいた意見をまとめたものがありますので、両方ともご覧いただくと幸いです。

ここでは、時間の関係もございしますので、第４回墓地部会から大きく変更した箇所と各委員からいただいたご意見への対応を中心にご説明をさせていただきます。

表紙を１枚めくっていただきますと目次となっております。こちらは、総会のときに意識醸成と火葬場の内容を盛り込んだ後、ページ数を振ります。

それでは、１ページです。

第２章の３の墓地と納骨堂の（１）のアの合葬墓等への多様化するニーズの高まりにおきましては、飛びまして３ページですけれども、問題点に対する中長期的な考え方を記載させていただいております。

第４回墓地部会において、石井委員よりニーズが大きく変わってくることにどう対応するかが盛り込まれていないのではないかのご意見がございました。それを踏まえ、中長期的な考え方の一つ目の丸に、民間墓地経営者と連携し、市民ニーズを踏まえた墓地供給を推進する旨の追記を行っております。

ここで一つ訂正です。

縦長のA3判の各委員からの意見についての資料です。一番上の石井委員のところはP3とP13となっておりますけれども、13ページではなく、14ページの誤りです。失礼いたしました。

また、同じページにおいて、上田部会長からセーフティーネットという表現を使わなくてもよいのではないかというご意見を、澤委員からのセーフティーネットとしての役割を担いますの部分が多様なニーズの話をしていながら利用者を狭めていると取られるのではないかというご意見も頂戴しております。そのため、丸の三つ目で、札幌市民のためのお墓としての役割を果たしつつ、多様化するニーズにも対応できるよう、利用希望者の条件や受益者負担を整理と記載させていただきました。

次に、４ページのイの民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導です。

福田委員より、第４回墓地部会の際の資料のことですが、「安定経営に不安がある者」、また、９ページにも出てきますけれども、「名乗り出なかった者」ということで、「者」という表現が上から目線や失礼な印象を与えるとのアドバイスを頂戴しておりますので、４ページの下段の中長期的な考え方の記載について、「安定経営に不安がある事業者への

指導を行う」としてあります。また、9ページも「者」から「方」へと修正しました。

次に、5ページです。

(2)の無縁化が疑われる墓の増加のところですが、第4回墓地部会の資料では、旧設墓地の写真の下の方でどこの墓地かが分かるような写真を使っておりました。これから運営計画として冊子になるときに場所が具体化するのはいかがなものかということで写真を加工してございます。

次に、6ページです。

(3)市営霊園の設備や管理事務所の老朽化についてです。

問題点の記載につきまして、一つ目の丸の3行目の後段で、今後、機能に支障が生じる可能性がある判断された構築物の修繕のためにかかる経費というところを追記させていただきます。また、二つ目の丸で、市営霊園の運営について、より効率的な維持管理、整備等を行っていくためには、民間の活力を生かした運営方法の検討を行う必要があるという旨を追記しております。

次に、7ページです。

同じ市営霊園の設備や管理事務所の老朽化についての中長期的な考え方を記載させていただきます。二つ目の丸に、改修を実施する際には、市民がより利用しやすい霊園を目指し、多目的な活用を模索する旨に修正させていただきます。

次に、8ページです。

(4)は、旧設墓地及び市営霊園の維持管理・改修のための支出の増加となっております。第4回墓地部会の際には旧設墓地の17か所の場所は記載しておりませんでしたけれども、冊子になりますので、17か所の場所を明示してございます。

次に、9ページです。

上段に問題点を記載しておりますけれども、先ほど議事(1)で説明させていただいているとおり、三つ目の丸の後段の今回は市営霊園と異なる運営となっている旨という記載だった箇所を市営霊園ほどの維持管理が行えていないという表現に修正しております。また、下段の中長期的な考え方では、二つ目の丸に使用者が特定できない未許可墓を看板設置等により解消する旨を追記してございます。さらに、福田委員から、三つ目の丸について、「将来的に」という表現を削除してというご意見をいただきましたので、旧設墓地における維持管理の水準や墓地使用許可面積の不整合等の課題を整理し、多目的な活用を模索しますと修正をさせていただきます。

なお、古瀬委員からは、区画が分かっていないなら多目的な活用方法の記載が不要ではないでしょうかというご意見を頂戴しておりましたが、第1回から第4回までの墓地部会の中で多面的な活用に関するご意見が多々あったことから、今回は記載することとさせていただきます。

次に、10ページです。

市の市営霊園の維持管理・改修のための基金が逡減ですが、こちらについては大幅な修

正を加えておりません。

以上までが第2章の説明になります。

続きまして、13ページからが第3章です。

まず、13ページと14ページについてですが、第4回の墓地部会で使用させていただきました資料1を修正した内容となっております。第2章で修正する旨を説明させていただいた内容、また、15ページ以降のこれから説明をさせていただきます箇所については追記修正した内容です。

なお、13ページの右側の施策の方向性ですけれども、②の事業者との協働により市民の墓地ニーズに対応しますというところの三つ目の丸では、石井委員からのご指摘を踏まえ、札幌市は札幌市民のためのお墓としての役割の一端を担いますと新たに追記するとともに、第4回墓地部会の記載内容を精査するとともに、二つ目の丸として、札幌市は、民間墓地や納骨堂の安定経営に向け、指導監督を行う旨の記載に修正しております。

それでは、各種取組です。

15ページをご覧ください。

議事(1)でお話しした内容と重なる点もありますけれども、各種取組としまして、アの合葬墓の運用方法の二つ目は、合葬墓の新增設についてでございます。第4回墓地部会の際、上田部会長からは、新たに計画するのは合同納骨塚と限定しないため、合同納骨塚の新增設を検討するとありましたものを合葬墓の新增設を検討するに変更してはということでした。また、福田委員からは、形態について、様々な条件や多様化するニーズも踏まえて検討するにははというご意見を頂戴しました。合同納骨塚を合葬墓に修正することで形態についてはカバーできると考えており、こちらの表現は、多様化するニーズも踏まえ、合葬墓の新增設を検討するに修正しております。

なお、それに合わせ、タイトルについては、合同納骨塚の運用方法となっておりますものを合葬墓の運用方法と修正しております。

また、中段の右側の参考指標達成による寄与ですけれども、佐々木委員から、多様なニーズという話がある中、セーフティーネットとしての役割が保たれるという前回の記載は矛盾を感じるというご意見をいただきましたので、社会情勢を加味し、札幌市民のためのお墓としての一端を担うという表現に修正をさせていただいております。

次に、16ページです。

イの民間墓地・納骨堂に対する指導等についてです。

第4回の墓地部会から、タイトルについて、民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導から、民間墓地・納骨堂に対する指導等と変更させていただいております。また、タイトルの下に市民ニーズに対応した墓地供給の推進と追加し、その下の民間墓地と納骨堂の安定経営に向けた指導については、財務状況を確認するだけでなく、項目の最後の行に記載のとおり、財務状況を調査審議し、安定経営に不安がある事業者に対し、改善に向けた指導を行うと修正させていただいております。

なお、民間墓地・納骨堂に対する指導等の部分の参考指標についてですけれども、目標値がまだ〇件となっております。今後開催される札幌市墓地等財務状況審議会での了承を得てないということで、了承を得た後、運営計画を策定するまでには件数を記載させていただきます。

イの民間墓地納骨堂に対する指導等については以上です。

次に、17ページです。

ウの市営霊園及び旧設墓地の無縁墓への対応についてです。

第4回墓地部会まで、タイトルについては、市営霊園の無縁墓への対応となっておりますけれども、市営霊園だけで旧設墓地は対応しないのかという捉え方をされるかもしれません。しかし、無縁墓への対応については旧設墓地も行いますから、市営霊園及び旧設墓地と修正させていただきました。

また、石井委員から、中段の成果指標について、民間の視点も含めた成果指標にしてはとのご意見を頂戴しておりましたけれども、滝野霊園をはじめとする市内の民間霊園では無縁化の予防の対策を行っておりますし、現状、市営霊園の無縁化疑いの墓を把握することで認識できると考えております。本日、石井委員は欠席ですが、事前に石井委員の了承を得て、第4回墓地部会の数字のまま行かせていただくこととしております。

市営霊園及び旧設墓地の無縁墓への対応については以上です。

次に、1ページ飛びまして20ページです。

オの市営霊園の運営手法についてです。

前回の部会において、桃井委員から、前回で使った第4回の墓地部会の資料から、事業規模が小さいため、基本的にはPFI等を導入するのは難しいように読み取れる、計画に記載しないことを検討したほうがいいのではないかという話をいただいております。

前回の第4回の墓地部会の資料の表だけでは確かに検討の余地がないという誤解を招くかもしれませんので、第2回の墓地部会で委員の皆様にお示した指定管理者制度の項目などを追加するなど、再度修正した計画としました。PFIだけでなく、指定管理者制度など、我々の業務量や必要人員を精査することを踏まえ、再度、検討したいという考え方だご理解をいただければと思います。

次に、1ページ飛びまして、22ページです。

カの旧設墓地の管理方法についてです。

上田部会長及び石井委員から、維持管理水準と受益者負担について触れてはどうか、もしくは、関連づけて記載してはというご意見を頂戴しておりました。その意見を踏まえ、二つ目になります管理料制度導入の検討及び導入に向けた課題整理について、タイトルの下の1行目ですが、安定的な旧設墓地の維持管理を実現するためという文言を追記しています。また、3行目のまた制度の導入に向け以降の部分ですけれども、維持管理の水準や墓地使用許可面積等の調査といった課題の整理解決に向けて取り組みますと文章を修正しております。

次に、23ページです。

キの市営霊園の新たな管理料制度についてです。

内部でグラフの色が紛らわしいという意見がありましたので、ここでは新管理料を徴収するときには、下がらないで伸びていくように、基金が修繕する分も補えるよという意味を表現したかったので、色合いを修正しております。

次に、25ページです。

前回の墓地部会の資料4として皆さんにお示ししたページを修正し、成果指標と参考指標のまとめの表として記載させていただいております。

最後になりますけども、第5章としまして、27ページと28ページには、第2回の墓地部会の際に委員の皆様からリクエストがあり作成した札幌市の墓地の変遷を掲載しました。また、最後の29ページには、市営霊園及び旧設墓地の手続きについて、資料として運営計画に掲載することとしております。

第5回の墓地部会に係る議事の説明については以上です。

よろしく願いいたします。

○上田部会長 ただいま、事務局から資料1の概要、そして、資料2と資料3の運営計画原案について説明がありました。これまで開催された部会の内容を踏まえ、改めて札幌市としての考え方を運営計画の原案として整理したということです。

様式が違うので、分かりづらいかもしれないのですがけれども、基本的には、前回の第4回墓地部会でお配りいただいた資料の内容から、資料3にあるように、前回、皆様からいただいた意見を反映し、修正した上で新たな様式に当てはめたということです。

本日の墓地部会は墓地部会として皆さんで協議する最後の機会となりますので、先ほどの議事(1)と併せ、委員の皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

まず、すぐに思いつくものがある方がいらっしゃいましたらご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木委員 確認ですが、「身寄りのない人等」という記載についてです。

身寄りのない人というのは親族がいない人や遺骨を引き取る親族がいない人なのかなと思ったのですがけれども、「等」とはどういう人を指しているのでしょうか。親族以外に遺骨を持っている人を考えているのか、定義というか、どういうことで「身寄りのない人等」になっているのかを伺いたいと思っております。

○事務局(岸霊園管理担当係長) 佐々木委員がおっしゃられたとおり、全くの身寄りのない人もおりますし、分かっても引き取らないという方もいらっしゃいます。また、行旅死亡の方もいらっしゃいますので、それを含めて「等」と表現しております。

○佐々木委員 親族以外が遺骨を持っている人は含まれていないのですか。

○事務局(岸霊園管理担当係長) 現段階ではあくまでも親族の方が申請者と考えております。

○上田部会長 逆に、佐々木委員から、こういった文言ではいかがでしょうかという代案はありますか。

○佐々木委員 文言自体はいいのかなと思うのですけれども、私は親族以外に遺骨を持っている人がいるのではないかなと思っています。

例えば、事実婚のカップル、同性のカップル、身寄りがいないけれども近しい人や近所の人で世話をしてくれる人がいる方がいるのではないかと考えたのです。では、そういう人がどこに分類されるのでしょうか。身寄りのない人等に分類されるのか、そこははっきりしておいたほうがいいのではないかなと思うのです。

家族の形態が多様化してしまっていて、いろいろな家族がいるのです。前に墓地部会でお話をさせていただいたときも親族に限るというお話で、親族以外が遺骨を持っているということになると、それは市役所保健所で対応しますというお話だったかと思います。でも、多様な方々がいる中で、親族以外の方がお世話をしているということがあるのに、親族ではないからと締め出すことにならないよう、今後、希望する方の条件を考えていくときにそういうことを考えなければいけないかなと思います。

また、話は飛ぶのですけれども、厚生労働省の人生の最終段階における医療ケア決定のプロセスに関するガイドラインの終末期の医療のところでは、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在という意味で、近しい友人等も含め、医療ケアの決定のプロセスに関わっていくとあるのです。このように、亡くなる前の医療では家族と友人も含めるという感じになっているのですが、死んでしまった途端に親族しか相手にしないとするのはいかがかなということです。

これは今後の課題かなと思います。身寄りのない人等以外で利用を希望する方の条件かもしれませんが、今後、そういうことも考えていただければなと一市民として思います。

○上田部会長 今の佐々木委員のお話だと、身寄りのない人というのは、言い換えると遺骨の引取り手のない人ということになる気がするのですね。要は、親族でなくても遺骨を引き取ってくれる親族以外の方がいる場合は遺骨の引取り手がある人になるのではないかなということですね。ここが同義なのかは分からないのですけれども、そういった人も含めてということだと思いのです。

今のお話とここに書かれている内容は一致しないような気もするのですが、二つ目のところで言いたいのは、合同納骨塚は、基本、身寄りのない人等のためのお墓ですという方針は継続しますということを書きたいのですよね。

○事務局（岸霊園管理担当係長） あくまでも民間で対応が不可能なものについては当然継続していくということをおっしゃいます。そして、先ほど佐々木委員から言われたとおり、天涯孤独という人はそんなにいるとは思っておらず、身寄りの方は必ずいらっしゃると思っています。区役所が窓口ですが、引取り手のない遺骨を取り扱っている部署があり、そこで親族の調査をして、もし誰も引き取らないということになり、ある程度の年数を経過したものについては合同のお墓に埋蔵するという現在の制度がありますので、それでカ

バーできるのかなと思っております。

○佐々木委員 親族以外で遺骨を持っている人は役所が対応するからいいよということでしたが、亡くなった方の尊厳です。親族ではない親しい方が遺骨を持っていたとしても役所に預けるしかない、その人たちがお弔いをすることはできないということですか。

○上田部会長 ここで言っていることは、今質問が出ているように、少し分かりづらいのですね。建前上は身寄りのない方しか合葬墓では受け入れませんとなっているのですが、現状はそうではないのです。また、15ページにあるように、札幌市民として亡くなった方も受け入れますということで、実質、門戸も広げているわけです。

つまり、今回の実際の取組の内容と3ページに書かれている中長期の2項目めに書かれている身寄りのない人等のためのお墓という札幌市の合葬墓が担う役割を継続しますというところがちょっとずれているので、誤解が生じている気がするのですけれども、どうしたらいいですか。

両方の言い分はよく分かるのですけれども、下のところを「札幌市民のための」という表現にするわけにはいかないですよ。まさに、括弧の中の文言を何にするかという話だと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 2番目の中長期的な考えについては、先ほど言いましたとおり、身寄りのない人等のためのお墓で、札幌市が継続しなければならないものとなります。また、今の佐々木委員からのご意見についてですが、三つ目の丸の利用希望者の条件や受益者負担を整理していきますの中で、今後、検討していきたいと思えます。

そうした考えからこの記載でよろしいでしょうか。

○上田部会長 改善するポイントはどこですか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 札幌市民以外というところで、今は×がついていると思うのですけれども、右上が○になります。

○上田部会長 何が言いたいかということ、札幌市民以外が申込者である時点で、申込者がいるわけですから、身寄りがあるということになりませんか。下の原則では、身寄りのない人のためのお墓ですと書いていながらも、実際には札幌市民以外の申込者が入れるようになるということですよ。申込者がいる時点で身寄りいるのではないのとなってきたまわらないか、あれっと思ったということです。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 第2章については現状と問題点でして、問題点に当てはめながら中長期的な考えということで載せております。ですから、2番目のところで、民間で対応できないものは継続してやっていかなければならないとしておりますし、佐々木委員が発言されたことについては、利用希望者の条件、受益者負担、今後、新しい合葬墓を目指して整理していくという形を取らせていただきたいということです。

○上田部会長 これは折衷案ですがけれども、2番目と3番目を一緒にしてしまっただけですか。そして、ただし書か、もしくは、その上でという言葉でつないでしまうのです。

2と3が独立しており、2だけが独り歩きしてしまうということですが、2番目と3番目

を一緒に項目にまとめると2番目だけが独り歩きしないような気がするのですが、いかがですか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 今のご指摘を踏まえ、まとめる方向で修正をしたいと思います。

○上田部会長 よろしくお願ひします。

そのほか、3ページと15ページ、16ページについては、多くの方からご指摘をいただき、今回、大幅に修正されたところですが。セーフティーネットという表現が消え、ある意味、いいと捉えられると思うのですがけれども、札幌市民のためのお墓というかなり広い括りで表現が改められております。

ここについて、福田委員や澤委員、佐々木委員はいかがでしょう。

○福田委員 これまで議論になっていた点ですが、札幌市民以外にも広げる、つまり、遺骨を持っている人が江別や北広島にいるなど、遺骨を持っているのに札幌市民ではないために利用できないという現状を変えるわけで、それは結構だと思います。ただ、先ほどの身寄りのない人というのが漠然としている点で、何をもちて身寄りがないかです。

いろいろと取材して聞いているところでは、身寄りの全くない人はあまりおらず、ほとんどが疎遠ということです。それで、遠い親族が亡くなりました、どうですかと聞くと、そちらで勝手に何かやってくださいということなのです。ですから、今まで使っていた表現かもしれませんが、身寄りのない人と表現してしまうことは議論を呼ぶのかなと思います。むしろ、ここは遺骨の引取り手のない人としたほうがいいのか、そのほうがすっきりするのかかなと思います。身寄りというのはどこまでなのかということです。

○澤委員 私も、福田委員、それから、上田部会長や佐々木委員のご意見を聞いて、そう思いました。最初にこの文を読んだとき、はてなマークがつかましたし、どうしてもこの言葉を使わなければいけないのかと思ったので、上田部会長の言う遺骨の引取り手のない人としたほうがすっきりするなと思ひました。

そして、札幌市民のためのお墓というのはとてもいい表現かなと思ひました。

○上田部会長 事務局はいかがでしょう。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 今のご指摘を踏まえ、こちらについては検討したいと思います。

○上田部会長 よろしくお願ひします。

今の話をお踏まえ、15ページと16ページの実際のお取組のところですがけれども、こちらについてはいかがですか。

まず、私から質問ですが、16ページのイの一つ目の多様なニーズに対応した墓地供給の推進についてです。修正をいただき、項目が増えたのはすごくよかったなと思うのですがけれども、いざ文章を見たとき、民間墓地経営者と連携し、多様化する市民のニーズの把握に努めるとともに、市民ニーズをお踏まえた墓地供給の推進に取り組みますということで、中長期の方針ではなく、お取組として書かれています。でも、お取組にしては漠然として

いるかなという気もしています。

だから、民間墓地経営者との連携というのは、具体的にどういう方法で多様化する市民ニーズを踏まえた墓地供給が推進されるのかです。キでは成果指標に入ってこず、下のほうだけが成果指標になっていますが、多分、来期になると、ここの部分も成果指標に入れていくことになるような気がします。それを見据え、上の連携は具体的に何をするのかということですが、

今の段階では札幌市営霊園での市民ニーズを踏まえた墓地供給というのは結構難しいかもしれません。ですから、市民ニーズを受けとめるため、民間墓地経営者をお願いすることになるのが現実だと思います。でも、それをどうやったら本当に推進できるのかという具体的な取組のところがこれだと見えないような気がするのですが、連携の方法についてもう少し具体化して書けることはありますか。

○事務局（道企画担当係長） 今お話しいただいた墓地供給の推進についてです。

実際に今も民間墓地経営者との連携は図っているところでして、例えば、毎年度末に墓地経営者に実績や今後の経営方針の確認などをする中で市民ニーズの把握については議論しているところですし、今後どのような墓地供給をしていったらいいかも打合せをしながら進めています。ですから、我々としては、ここに具体的にというより、随時、民間墓地経営者と検討しながら進めていくというようなイメージで記載したということです。

読む方によっては漠然としているような感じに捉えられるかもしれませんが、あまり具体的に書き過ぎると、逆に実際の取組で縛られてしまうかなという懸念もあります。

○上田部会長 民間墓地経営者というのは、いわゆる民営墓地経営者とは別なのですか。何が言いたいかという、要は宗教法人の墓地はここに入ってこないのかです。

○事務局（道企画担当係長） 宗教法人の墓地も中にはあるのですけれども、規模的に市民ニーズを捉えるのに十分な規模の宗教法人の墓地があまりないのかなという認識でした。基本的には、滝野霊園といったような民間墓地の経営者とお話しすることをイメージしておりました。

○上田部会長 まさに係長がおっしゃったみたく、書かれている内容の漠然さと現実の具体的なところのギャップがキーでして、どういう表現がいいのかは難しいですね。

多分、宗教法人に対しては相談して推進するということはできないと思います。実際問題、札幌市ではもう墓地がつくれませんし、納骨堂しか認めてないという状況ですから、現実的には滝野霊園や藤野聖山園ということですよ。

しかし、今のご説明だと、両霊園の企業努力ではなく、連携の基にニーズを踏まえた墓地供給をお願いしているということの意味しているのですよね。

○事務局（道企画担当係長） 企業努力とお願いが切り離せるイメージが私にはないのですけれども、札幌市としては、許可権者としての指導はしますし、民間墓地経営者としては、自助努力といいますか、経営の中でどうしていくかという立場で相互に連携し、市民ニーズに合った墓地供給を進めていくというイメージです。

○上田部会長 高橋委員、この表現で大丈夫でしょうか。

○高橋委員 市営霊園はもちろんこれからも続いていくのですけれども、新しいものは民間でということをお願いしたいのでしょうか。だとしたら、何て書いたらいいのでしょうかね。

協力し合ってすみ分けをするというわけではないのですけれども、何かいい表現があるといいですね。私たちにこちらを担っていただきたいみたいな印象になるのかなと思うのですけれども、私も表現は浮かびません。

○上田部会長 民間墓地経営者ではなく、札幌市が墓地供給推進主体になっていると読み取れる感じがするのです。特に当事者の皆さんに違和感がないのであればこれでもいいのかなと思うのですけれども、もしかしたら実態と違って、これでは変ではないのかなというご意見があるのではないのかなと思い、皆さんにお諮りしました。

15ページ、16ページに関して、ほかによろしいですか。

今回、合同納骨塚ではなく、合葬墓という表現に改めたことが15ページの大きな変更でした。

○佐々木委員 先ほどの話に戻って恐縮ですけれども、案として、身寄りのない人等の代わりに遺骨の引取り手のない方としてはどうだろうかという話についてです。

札幌市の説明で言うと、遺骨を引き取る親族がいない方という意味合いかなと思ったので、「親族」と入れたらいいのではないのでしょうか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） ご意見をありがとうございます。今、佐々木委員が言われたように、「親族」という言葉を入れようかと考えておりました。

○佐々木委員 先ほどの説明では、身寄りのない人等には、親族がいない人か遺骨を引き取る親族がいない人と行旅死亡人と言われましたし、親族という枠は変えられないということなので、遺骨を引き取れる第三者がいる場合は含めないというのが札幌市の考え方ですね。

それが身寄りのない人等の定義で、遺骨を引き取る親族がいない方で、それ以外の人も利用できる条件をこれから考えていくということでもいいのかなと思いました。

○上田部会長 親族の定義とは、先ほどの多様化する家族の定義の話になってくると思うので、どちらかという親族にしないほうがいいかなと私は思うのです。なぜかという、内縁の方や仲のいい方のお墓に入るなどもあり、むしろ親族とすると限定され、排除していくような表現になってしまう気がします。

要は、遺骨は誰が引き取っていいかというところに親族とここで明言したほうがいいのかどうかという話ですよ。

○佐々木委員 身寄りのない人等以外で利用を希望する方の条件を今後整理するとなっているので、今の段階では親族が入っていていいのかなと思うのです。それ以外で利用を希望する方の条件、受益者負担を整理していくのが今後の方向だと思うので、そのときに、先ほどお話しされた家族の多様性、または、身寄りがないとはいっても、近くに世話を焼いてくれている人がいるのであれば、そういう人の存在も考え、条件整理をしていけばいい

いのかなと思います。

○上田部会長 分かりました。

ほかにございませんか。

○福田委員 今回の議論に関連するのですが、私も上田部会長と同じく、親族と言わないほうがいいのではないかと思います。要するに、親族とは何だという話になるでしょうし、これだけ家族の形態が複雑多様化していますので、親族と枠をはめないほうがいいだろうと思います。

もともとは、遺骨を引き取る人がいない人のためにできた合同納骨塚だったけれども、枠をだんだん広げていったということですよ。また、今、ここで問題にしているのは、亡くなった人が札幌市民なら、遺骨を持っている人が江別にいても旭川にいても入れてあげようということですよ。親族云々がどうということではなく、札幌市民かどうかという観点で議論しているわけですし、今のこれだけ多様化した時代ですから、やはり、親族とうたわないほうがいいかと思います。

○上田部会長 細かい定義ですけれども、要は、遺骨の引取り手がないのか、埋蔵されるお墓がないのかで微妙に表現が違いますし、似て非なるものだと思うのです。遺骨の引取り手はいるのだけれども、その遺骨を埋蔵する適当な墓地がない人で、要は、この人の墓には入りたくないということとは違う表現なので、そこも微妙に議論がかみ合っていないところの一つのような気がします。

だから、今言っている遺骨の引取り手というのは、別にそう書く必要はないと思うのですけれども、埋蔵される適切なお墓がない人ということなのです。引取り手はいるけれども、いろいろな事情により、その遺骨を埋蔵する適当な墓地がない人を引取り手のない方と表現しているのだと思います。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 事務の運営上、あくまでも札幌市民としてお亡くなりになった方で、親族の方が札幌市以外でも受け入れるということを考えております。

実際、現在は合同納骨塚を運用しており、他のお骨と一緒にになってしまうわけですが、後々に親族が出てきて、どうしてお骨をこんなところに入れたのだと言われたときに責任問題が生じますので、現在は親族の方との誓約の下で埋蔵しています。

ですから、今回の範囲を広げるということに関しましても、札幌市でお亡くなりになった方の親族の方が地方でもお受けしますということです。

○上田部会長 札幌としては、やはり、ここに親族と入れておかないと困るという話ですね。つまり、実際の運用の中でのルールに照らした適切な表現は親族を入れたほうがいいのかというご回答だったかと思います。それはそれで説得力があるかなと思います。

○佐々木委員 現状では遺骨を引き取る親族がいない方となるのかなと思うのです。でも、今後、利用を希望する方の条件などを考えるというとき、札幌市以外の親族が遺骨を持っている人だけを対象とするのか、先ほど私が言ったように、多様な家族形態を持つ方も含めて検討するのかですよ。私は、一市民として、多様な家族形態の方が実際に存在する

というところもありますので、親族であり、かつ、市外にいる人以外の多様な家族形態を持つ方も考えていったほうがいいのではないかなという意見です。

○上田部会長 2行目の二つ目の丸と三つ目の丸をつなぐ際の接続詞を何にするかはなかなか難しいですね。「しかし」とするのか、「その上で」とするのかで後ろの文章の意味が大分変わってくるかと思います。できれば、「その上で」ではなく、「しかし」にしたほうがよさそうですね。

今の原則はこうだけでも、今後さらに検討していきますというふうに、今後、変化の余地があると分かるような表現にさせていただけるといいのかなと思いました。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 現在、区役所で取り扱っているところは他部局になるものですから、関係部署と話し合いを行い、条件面等を考えたいと思います。また、文章については、部会長が言われたとおり、「しかし」という言葉でつなげることになるのかなと考えております。

○上田部会長 そのほか、具体的な質問項目でご確認はありますか。

○高橋委員 まず、1ページですが、3は墓地と納骨堂というタイトルになっているのです。そして、樹木葬等、ニーズの高まりとなっているのです。

今回、私も初めて気づいたのですけれども、ニーズがあって納骨堂が増えていったと思うのです。やはり、北海道は冬があるからです。そういうニーズの中で納骨堂が増えていったにもかかわらず、納骨堂の数が増えていった、利用実態という推移がグラフ等に全く反映されていないのです。これでは納骨堂がどうして増えていったかが全く分からないグラフになっていて、タイトルには納骨堂と書いてあるのですけれども、ここには何も記載されていないということに今回気づきました。

今からそれを反映させるのは難しいのかもしれないのですけれども、札幌市では2017年に条例ができ、4年が経過していますし、今回、納骨堂の経営状態を審査するということもあるので、ある程度把握されているものもあるかと思うので、納骨堂の現状について記載してはどうでしょうか。

墓地もそうですし、納骨堂もそうですけれども、安定経営に向けてと書かれているのですけれども、そうしたことが全く反映されておりませんので、こちらに盛り込めないものか、意見を聞きたいと思います。

○上田部会長 入れられるのであれば1ページか4ページかということかと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

○事務局（道企画担当係長） 今お話しいただいたことについては意識の違いが結構あるのかなと思って聞いていました。基本構想に書いてあるものは、今回、あまり詳しく書かないというイメージでつくっています。基本構想に納骨堂の数などをまとめたところがありますし、今回、重複するところも多くなるのかなと思います、省いたということです。

ただ、確かに、おっしゃるように、全体を見渡して納骨堂の記載がかなり薄いということもご指摘のとおりかなと思いますので、検討して修正することを考えたいと思います。

○上田部会長 そのほかはいかがでしょうか。

○福田委員 基本的な質問ですが、6ページに市営霊園の設備や管理事務所の老朽化という項目があり、一番下に里塚霊園、平岸霊園、手稲平和霊園の棒グラフがあって、昭和46年竣工、昭和63年竣工、昭和49年竣工とあります。

この竣工というのは、上の表にある開設年月なのか、事務所の建築年なのか、かぶるところもあるし、違うところもあるのですが、これはどういう意味なのでしょう。

○事務局（高谷墓園管理係長） こちらの開設年月というのは霊園の墓地部分の分譲を始めた年となっております。

管理事務所建築年ですけれども、下にあるとおり、里塚であれば昭和46年竣工、手稲平和霊園であれば昭和49年竣工ということでして、霊園の墓地部分を販売した後に事務所ができています。管理事務所の建築年について、我々もずれていることには気づいておりまして、修正したのですが、どこかの段階で元に戻ってしまったようです。

里塚であれば事務所建築年は昭和46年、手稲平和園であれば昭和49年と修正させていただきます。

ご指摘ありがとうございました。

○上田部会長 そのほかはいかがでしょうか。

○桃井委員 個別の記載の話ではなく、全体の構成の話になってしまうのですけれども、計画の第2章の札幌市の葬送を取り巻く現状と問題点についてです。

項目ごとに現状と問題点があって、今後の考え方という整理のされ方ですよね。第2章だけを読むと違和感はなく、そうかなと読めますが、第3章まで通して読んだときです。第3章では今後の具体的な施策を整理していただいているかと思うのですけれども、例えば、13ページ、14ページです。13ページの左側の札幌市が抱える問題という4項目に沿って、現状はどうなっていて、どういうところが問題かを整理する章なのかなと思うのです。また、将来にかけてのところというのが第3章ですよね。

この第2章の最後に載っている各項目の今後の考え方というのは14ページの左側のところに該当するかと思うのですけれども、これは基本的に14ページの右側に書いてある第2章の具体的策と一対一で対応しているのかなと思うのです。

だから、全体を構成するとき、今後の考え方については、これまでの問題点等を整理する第2章の最後にあるのがいいのか、そうではなく、第3章の施策の項目ごとのところに今後の考え方を置き、その考え方を達成するためにその下に記載しているような具体的施策をとという掲載の仕方にとすると、現状までの整備が2章で、今後については第3章ということが明確になるのではないのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○上田部会長 中長期的な考え方を第2章に入れるか、第3章に入れるかということでしたが、事務局はいかがでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 再度、検討させていただきます。

○上田部会長 ちなみに、今ご指摘をいただき、気づいたのですけれども、14ページの

左の一番上の項目にこれまでの部会を踏まえた中期的な考え方と「これまでの部会を踏まえた」という文言が残っていますが、これは表現を変えたほうがいいですね。

○事務局（高谷墓園管理係長） ありがとうございます。

○上田部会長 桃井委員にご指摘いただいていた20ページの書き方についてはいかがでしょうか。

○桃井委員 修正いただいたもので違和感はないかなと思います。

ただ、1点だけ、念のための確認です。

前回、PFIに関して、サウンディング調査で割と難しいという意見がある中、ほかの事業も組み合わせて事業規模を大きくすれば成立する可能性があるのではないかというご意見があり、そういうことも考えていらっしゃるのかという質問に対し、札幌市からは基本的に考えていないというご回答だったと認識しています。

今回、指定管理者制度が入ったのはいいと思うのですがけれども、PFI制度を今後の検討事項として残しているというのは、やはり、サウンディング調査の結果、ご意見を踏まえても、PFI方式が成立するような方向性も全く考えられないわけではなく、引き続き検討していくという理解でいいのでしょうか。難しいということであれば、PFI制度も検討していきますと書くこと自体がどうなのだろうなと思っておりますので、その考え方をもう一度確認させていただければと思います。

○事務局（高谷墓園管理係長） 前回は欠席となってしまったので、細かい言葉のニュアンスまで僕自身では把握していないのですがけれども、サウンディング調査は私がやりましたので、私からお答えします。

あのときの業者のニュアンスにつきましては、あの文言だけでは全て読み取れないと思うのですがけれども、例えば、園路補修がある、これから行うであろう合葬墓の建設、事務所の建替えなど、そういうものであれば手を挙げやすいという話は頂戴しています。

また、北海道なので、冬場はお墓参りができません。実際、12か月のうち、4か月ぐらいはお墓参りをするお客さんがいないけれども、夏場のお客さんで何とかできますよというご意見も企業の皆様からはいただいております。

ただ、PFIについて、斎場関係ですと全国的には何か所かで行っているのですがけれども、まだ、お墓については行っているところがないものですから、簡単ではないけれども、事業者の皆様と多くの意見を交わすような機会を設け、我々もそうですし、事業者の意見も聞きながら進めていきたいということです。

○桃井委員 私の前任の小林が部会で発言や情報提供をさせていただいたかと思いますが、今おっしゃっていただいたように、霊園のPFIについては、これまでのところ、サウンディング調査で挙げたような論点から難しいということが事実かと思っています。ただ、それを踏まえても、引き続き札幌市として検討していくというのが現在のスタンスということであれば、今回の計画の記載ぶりで全く違和感はありません。

○上田部会長 ほかにございませんか。

○古瀬委員 細かい話になるのですが、9ページです。

アンケートの結果があるのですが、有効回答数が1,718とありますよね。この回答率といいますか、全体でどのぐらいの回答があったのかは分かるのでしょうか。

もう一つ、右の維持管理に要する財源です。毎年、維持管理費のために徴収すべきという回答が49.6%と書いてあるのですけれども、このグラフを見ると半分を超えているのです。これは50%のラインぐらいに抑えていたほうがいいかなと思います。

また、できれば先ほど言った回答率を括弧書きで入れたほうがより分かるのではないのかなという気がしました。

○上田部会長 確かに、言われてみれば、円グラフの記載は気になりますね。事務局からこれに対する補足の説明はありますか。

○事務局（高谷墓園管理係長） アンケートの有効回答数が1,718人ですけれども、回答率は45.1%です。

図については、前回の墓地部会の資料を見るとちゃんとしたグラフになっているので、委託業者のところでちょっとずれたのかなという気がしますが、調べて修正させていただきます。無回答が減っているので、その関係かなとは思いますが。

○上田部会長 このような細かいところでも気になったところはどんどんご指摘をいただいたほうがありがたいので、お願いします。

○高橋委員 先ほど納骨堂がグラフに出ていないという話をしました。これは違う話になってしまうかもしれないですけれども、27ページと28ページは札幌市の墓地の変遷ですよね。ここには違うのかもしれないですけれども、札幌市で許可を出すという建前といますか、許可は札幌市が出すということなので、この表のどこかで納骨堂の経営許可と載せたほうがいいのではないかなと思いましたが。

墓地の変遷なので、違うのかもしれないですけれども、同じ遺骨を預かる場所としては資料的にでもあったほうがいいのかという気がしました。

○事務局（道企画担当係長） 真駒内滝野霊園、藤野聖山園と、直接的に霊園の場所も出して書いてある中、このようなお話をするのは恐縮ですけれども、各宗教法人の納骨堂については、丸っきりオープンにできる情報とは認識していないので、それぞれ書くのはハードルがあるかなと考えております。また、宗教法人の納骨等については二百数十あったかと思しますので、それを全部記載するというのも難しいかなということです。

このように、どこをチョイスしてという書き方も含めて難しいので、現状では記載はなかなか難しいかなというイメージはあります。

○高橋委員 確かに全部は無理だと思うのですが、札幌市が許可したものだけでもよろしいかと思うので、今後検討していただければと思います。

やはり、民間墓地もそうですし、納骨堂でも安定経営について札幌市からも指導されているわけです。許可数が増えれば、いろいろな意味で難しいこともあるといいますか、その辺のバランスもあるでしょう。しかし、今後の運営に関わって勉強になるものもあるの

で、ぜひ検討をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○上田部会長 今のご意見を伺うと、先ほど私が言った16ページのイですけれども、札幌市と連携している民間墓地経営者というか、民間墓地としての滝野霊園と藤野聖山園の位置づけと伺いますか、札幌市との関係についてはオープンに書くべきなのではないのかなという気がします。

要は、そこの二つが特別なわけですよ。だから、最後の別添の資料にも出てくるわけです。どういう関係で、何で連携しているのか、別に歴史的背景まで書く必要はないと思うのですけれども、それはどこかで書いておく必要があると思います。

この運営計画に書くべきかと言われるとあれですけれども、そこの一貫性ですね。私も今のご意見を聞いて改めて思いました。

ほかにございませんか。

○佐々木委員 よく分からないでお話を聞いているところもあるのですけれども、例えば、1ページでいったら、墓地のことしか書いておらず、納骨堂のことが書いていないということでしたよね。また、27ページや28ページも納骨堂を許可しているのに書いていないよということであれば、それを書き込むか書き込まないかどちらかにするしかないのかなと思います。

納骨堂のことを27ページと28ページで書けないのだったら、1ページのところも墓地とだけ書いて、納骨堂については記載しないという方法もあるのかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

○上田部会長 要は、今回の運営計画では問題になっていることとその解決について書くということですよ。質に関しての問題として納骨堂はあるけれども、量に関する問題は墓地にあるといった違いがあってアとイに分かれているのかなと思うのです。

私から余計なことを言わないほうがいいのですけれども、事務局から今のことについての回答はありますか。

○事務局（道企画担当係長） まず、27ページと28ページと1ページからの記載についてです。

27ページと28ページは、墓地の変遷がいろいろとあるよねという中で、墓地にターゲットを絞ってつくったほうがいいのではないかという部会での意見を踏まえてつくった資料をそのまま載せています。また、墓地については昭和50年の半ばくらいに市営霊園から民間霊園にメインの墓地供給が移っているという大きな変化を説明したほうがいいのではないかということからつくった年表です。しかし、納骨堂にはこういう大きな動きがないものですから、必ずしも納骨堂を入れないからというのはまた別のお話なのかなという認識で私はおります。

次に、1ページ以降のお話についてですが、基本構想で墓地、納骨堂といったところでの整理が進んできております。でも、ここでの納骨堂のことが薄いという高橋委員からのご指摘については検討しようかなと思っています。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○澤委員 28ページを見ていて気づいたのですが、民間の滝野霊園と藤野聖山園の販売開始については書いてありますが、真駒内滝野霊園の右側の第2次拡張や第3次拡張、ふるさと霊廟や樹木葬新設というのは滝野霊園のことですか。藤野聖山園のことも入っているのですか。

○事務局（道企画担当係長） すごく見づらいのですけれども、黄色の塗り潰しからちょっと左に行くと点線があります。この点線を延ばして、右側の黄色い塗り潰しのところを見ていただくと、樹木葬新設、平成27年10月までは滝野霊園で、合葬墓設置以降は藤野聖山園の記載になります。

○澤委員 黄色で全部が潰れているように見えたので、分からなかったです。

○事務局（道企画担当係長） 表現については分かるように変更したいと思います。

○上田部会長 よろしくお願ひします。

そのほかはいかがでしょうか。

○福田委員 前回提案した表現について反映していただき、まずは感謝申し上げます。

今日、改めて読んでみて、市民向けにもう少し改善したほうがいいのではないかと思われる点について、細かいものも含め、4点ほど提案させていただきます。

まず、1点目は、2ページの墓地と納骨堂の問題点のところでは何か所か埋蔵という言葉が出てくることについてです。埋蔵体数、埋蔵者、遺骨が埋蔵できない場合もあります。また、9ページにも土葬体埋蔵場所とあります。

もちろん、墓地、埋葬等に関する法律には焼骨を埋蔵するという表現があるのですけれども、多くの市民に理解してもらわなければいけない文章ですので、埋葬という一般用語に改めたほうがいいのではないかと思います。

法律との整合性を取るのであれば、墓地、埋葬等に関する法律には埋蔵と表現されているのだけれども、ここでは一般用語で言う埋葬という言葉を使うますという注釈を入れておけば、寄って立つ法律との整合性も成り立つと思うのです。まず、ここは市民ファーストでどうでしょうか。埋蔵というと、何か、埋蔵金が墓地に埋まっているのかという話になりますので、一般用語で埋葬にしたほうがいいのかなということです。

次に、4ページです。

先ほど高橋委員が触れた点ですけれども、2行目に札幌市が云々、寺院墓地や納骨堂が複数ありますというところですが、細かい点ですが、これは多数のほうがいいだろうと思います。

複数あるというのは、単数に比べて複数ですよね。だから、複数というのは2以上で、100でも200でも複数と言うわけですが、通常は複数あるというと、一つではないよ、二つ三つあるよということです。たくさんあるのであれば、多数のほうがいいだろうと思います。

次に、9ページです。

旧設墓地に関する表現ですが、黒丸の三つ目に、旧設墓地は歴史的背景から札幌市が維持管理を引き続けているため、市営霊園ほどの管理が行えておりませんとあります。

これは旧設墓地を全く知らない人も読むわけなので、これだけ読むと何でやねんという話になるわけです。札幌市が維持管理を引き継いでいて、市営霊園ほどの維持管理が行われていないというは何だとなると思うのです。ここに管理料を徴収する制度を設けていないためという言葉を一言入れておかないと、基本的なことを知らない人は分からないということなのです。

私も委員になるまで管理料を徴収していることは知りませんでしたし、一般の市民の方が読むとちょっと頭を傾げるのではないかと思いました。

これは、22ページにも関連してくるのです。屁理屈みたいな言い方ですが、22ページの旧設墓地の管理方法の黒い四角の二つ目の管理料制度導入の検討及び導入に向けた課題整理のところなのです。受益者負担の考えに基づいた管理料制度の導入を検討します、そして、参考指標とスケジュールに新管理料制度というものが幾つか出てきています。

ここも今までなかった管理料徴収制度としないといけないのかなと思います。読みようによっては、新制度導入だから、旧制度があったのか、旧制度ではまずいから新制度を設けるのだよと読めなくもないということです。ですから、ここは、自明の理ですが、今までなかった制度を導入するよとしたほうがいいでしょうし、新管理制度という、先ほど言ったように、旧管理制度があったのかという話になりますから、今までなかった管理料徴収制度の導入を検討しますとし、新という文字は参考資料とスケジュールでは要らないでしょう。

要は、現状で旧設墓地に管理料制度はないということは自明の理ですけれども、それを言わないと一般の人には分かりにくいだらうということです。

次に、非常に細かい点ですが、14ページです。

第3章の分野別施策に基づく取組の一番左上です。ここに合同墓の運用方法とあるのですが、これは合葬墓に統一したほうがいいのではないですか。これまでも合葬墓、合葬墓と出てきましたし、事柄の本質というか、不特定多数の人の遺骨を葬る、埋葬するという意味では、合同より合葬のほうが事の本質を突いていると思います。

というのも、最近の一つの事例ですが、納骨するスペースに仕切りがあって、これは合同の墓と言えなくもないよなというものがあったのですね。それは今の合葬墓と全然違うので、合葬墓に統一したほうがいいのではないかなと思いました。

○上田部会長 4点のご指摘がありました。

最後の三つに関しては議論の余地がないぐらいおっしゃるとおりかなと思ったのですが、一つ目だけは少し難しいですね。主語が遺骨になっているので、埋葬がいいか、埋蔵がいいかはなかなか悩ましいと思いますけれども、ご検討をいただければと思います。

そのほかにありませんか。

○佐々木委員 運営計画については、この文字の大きさで、こういう感じできるのかなと

思ったのですけれども、13ページと14ページのフォントがすごく小さくて見づらいなと思いました。

これで中身を見たいなという感じにならないといえますか、よく見えませんので、字を大きくできないかなと思いました。

○上田部会長 先ほど桃井委員からご指摘もありましたけれども、13ページと14ページをどこに持っていくかはやはりなかなか難しいですね。第2章の前に入れて、13ページと14ページの中のこの部分が第2章で説明し、この部分は第3章で説明しますという目次の補足のほうがいいのかもしいかなと思います。

先ほどもレイアウトを含め、再検討したいということだったので、今ご指摘があったフォントの大きさも含め、検討していただければと思います。

ここで私から質問です。

資料1の概要版は今回の運営計画に入ってくるのでしょうか。どういう関係になりますか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 資料1につきましては第5回の墓地部会用ということでご理解をいただければと思います。

○上田部会長 分かりました。

そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○上田部会長 大きな内容のところについてはあまりなく、あとは細かい表現かと思いますが、何か追加でありましたら、直接、事務局にご指摘をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○上田部会長 それでは、お時間もありますので、進行していきたいと思います。

皆様からの忌憚なきご意見、本当にどうもありがとうございました。

本日もご指摘をいただいた整理すべきところについては、事務局で再度検討し、整理していただいて、修正すべき箇所は修正し、第3回総会で報告をしていただきます。

今まででどうしても補足で何か質問があるという方がいたらお受けしたいのですけれども、いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○上田部会長 それでは、事務局には本日協議した内容をまとめていただきますよう、よろしく願いいたします。

本日も欠席の石井委員から意見をメールにていただいておりますので、そちらを私が代読いたします。

第5回墓地部会には、所用が入り、欠席はかありませんが、以下のことをご意見としてお伝えくださいということです。

今回、大変ご苦勞されて、事務局で現状と課題、今後の対処方法について取りまとめを

いただいたものと思っています。一方で、その過程で明らかになったのは、無縁化対応など、手間のかかる事務について、現状の人員、予算などで十分に対処し切れなかったということであり、これまでの体制上の問題の見直しが今後の課題解決に不可欠になっているということだと思っています。

したがって、当部会あるいは推進協議会として推進体制の強化が不可欠ということを明確に示し、そうした方向を今後の内部調整過程で整理していただきたいと思っておりますというご意見をいただいております。

確かに、これまでの部会の中でも今の人員だと難しいという話も出てきていたので、むしろ人員を増やすというようなことも検討内容に加筆していただくというようなこともご検討をしていただけるといいかなと思います。

こちらについても議事録に残していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からの連絡事項等、よろしくお願いいたします。

○事務局（柳墓園管理係員） 本日も、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございました。また、第1回目から本日開催の第5回墓地部会まで、委員の皆様には様々なご意見を賜り、本当にありがとうございました。

年内の墓地部会につきましては今回は最後となっております。

次回の会議になります第3回総会は、10月6日水曜日10時から開催させていただきます旨を既にご案内させていただいております。総会への参加につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○上田部会長 それでは、ご出席の皆さん、本日も活発なご議論をどうもありがとうございました。

これをもちまして第5回墓地部会を閉会いたします。

5回にわたり、皆さん、本当にどうもありがとうございました。

以 上